

# 八丈町農業委員会

## 第5回総会議事録

注 発言の内容についてはその要旨を記載しております。  
(発言そのものの記載ではありません。)

この公開用議事録は個人情報に関連すると思われる部分等については●で消しています。

令和3年8月25日(水)

八丈町役場大会議室

1. 開催日時：令和3年8月25日(水) 9:00~10:00

2. 場所：八丈町役場大会議室

3. 農業委員出席：13名

会長	14	沖山 慶孝	委員	6	浅沼 實
会長職務代理者	13	浅沼 博之	〃	7	菊池 家司(欠席)
委員	1	磯崎 正	〃	8	大澤 正雄
〃	2	伊勢崎 武二	〃	9	菊池 勝男
〃	3	菊池 國仁	〃	10	奥山 完己
〃	4	菊池 寛	〃	11	青木 保憲
〃	5	磯崎 典雄	〃	12	沖山 宗春

4. 農業委員欠席：1名

5. 農地利用最適化推進委員出席：6名

委員	1	菊池 睦男	委員	5	浅沼 隆章
〃	2	加藤 純生	〃	6	欠員
〃	3	笹本 守彦	〃	7	奥山 利平
〃	4	西條 忍			

6. 農地利用最適化推進委員欠席：0名

7. 会議録署名委員の指名：1番 磯崎 正委員、2番 伊勢崎 武二委員

8. 議事

会議日程

- 1) 会長活動報告
- 2) 事務局長活動報告
- 3) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 4) 議案第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について(利用権設定)

9. 出席事務局職員：事務局長 高野 秀男、事務局次長 廣瀬 悠志、事務局 笹本 大祐、事務局 篠崎 京平、坂井 俊介、笠井 貴夫、小宮山 優

10. 農業委員会等に関する法律第39条による出席者：4名

八丈支庁産業課農務担当 課長代理 河村 徹

八丈支庁産業課農務担当 主事 山口 修平

島しょ農林水産総合センター園芸振興係 課長代理 菊池 知古

島しょ農林水産総合センター 主任普及指導員 平塚 徹也

11. 傍聴人：0名

[会議内容]

職務代理 それでは時間となりましたので第5回総会を開催いたします。  
本日の会議録署名委員ですが、1番委員・2番委員お願いします。  
次に会長活動報告を行います。

議長 <会長活動報告>

議長 次に事務局長活動報告をお願いします。

事務局長 <事務局長活動報告>

議長 それでは議案に移って参ります。  
議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について上程いたします。事務局より説明願います。

事務局 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について  
農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。  
令和3年8月25日提出 八丈町農業委員会 会長 沖山 慶孝

番号1 農地の所在 大字●●●●番、登記 畑、現況 畑、農振区分 農用内、

面積 1,661㎡、権利種別 3条有償移転

譲渡人 ●●●●

譲渡人は、自身が健康上に理由により、耕作する見込みがない状況である為、農地を譲り渡す。

譲受人 ●●●●

譲受人は申請地を譲り受け、農地として有効利用する。

作付予定作物 明日葉

続いて番号1農地の所在・順路等の説明をいたしますので、番号1農地の対象地域広域図をご覧ください。

【番号1農地説明】

最後に許可要件について説明します。

番号1の●●●●さんについては、現在主に農業をしておりますので、全部効率利用・常時従事については問題ありません。

農地については、すでに明日葉が植えられており、農地取得後も継続して、明日葉を栽培していくとの事です。下限面積については、経営面積が1アールを超えているため問題ありません。地域との調和についても周囲の方と話をし、調和した農業を行っていきたいということです。

議長 説明が終わりました。担当地区の推進委員と農業委員から意見を伺って参りたいと思います。番号1農地について、1番推進委員お願いします。

推委1番 譲受人の●●●●さんは親と一緒に明日葉の栽培を行っており実績もあります。農地についても、すでにきれいに明日葉が植えられているので問題ないかと思われます。よろしくお願いします。

議長 続いて、番号1農地について、3番農業委員お願いします。

農委3番 1番推進委員からも説明があったとおり、譲受人の●●●●さんはやる気のある若手の明日葉生産者であります。農地についても明日葉がきれいに植えられておりますので、問題ないと思われます。よろしくお願いします。

議長 担当地区の農業委員、推進委員から意見を聞きましたが、他に質問や意見等がございますか。…無いようでしたら第1号議案を許可相当と決めるにご異議ございませんか。  
《異議なしの声多数》

議長 異議なしと認め、議案第1号については許可することと決しました。

議長 続いて、議案第2号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について（利用権設定）を上程いたします。事務局説明願います。

事務局 議案第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について  
農業経営基盤強化法第18条第1項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求める。

令和3年8月25日提出 八丈町農業委員会 会長 沖山慶孝

番号1① 農地の所在 大字●●●●番、登記 畑、現況 畑、農振区分 農用内、  
面積 398㎡

続いて、番号1② 農地の所在 大字●●●●番、登記 畑、現況 畑、農振区分 農用内、  
面積 681㎡

続いて、番号1③ 農地の所在 大字●●●●番、登記 畑、現況 畑、農振区分 農用内、

面積 3, 343㎡

続いて、番号 1④ 大字●●●●番、登記 畑、現況 畑、農振区分 農用内、  
面積 1, 166㎡、4筆合計 5, 588㎡、内容は新規となります。

利用権を設定する者 ●●●●

利用権設定を受ける者 一般社団法人 東京都農業会議 青山 侑

利用目的 畑（明日葉）、期間 9年7カ月間、賃借料は、年間50, 000円となります。

続いて番号 1①②③④農地の所在・順路等の説明をいたしますので、番号 1農地の対象地域広  
域図をご覧ください。

【番号 1①②③④農地説明】

最後に確認事項ですが、今回の案件は、●●●●さんと農地中間管理機構である東京都農業会  
議との利用権設定となります。当農地は以前、●●●●さんから東京都農業会議を経由して●  
●●●●さんへ貸し出しておりました。●●●●さんが健康上の理由により耕作できなくなった  
為、貸し借りの契約を解除した農地です。

本来ですと、●●●●さんから東京都農業会議を経由して、別の耕作者へ農地を貸し出す流れ  
となります。今時点では別の耕作者には貸し出しませんが、令和4年4月に東京都農業会議か  
ら新規就農予定者へ利用権設定をする話が進んでいます。

令和4年4月までの期間、利用権を設定し、東京都農業会議の方で保全管理するとの事を伺っ  
ています。

議長 説明が終わりました。担当地区の推進委員と農業委員から意見を伺って参りたいと思います。  
番号 1①②③④農地について、1番推進委員お願いします。

推委 1番 現場を確認したところ、雑草等生えているが、草刈りをすれば問題ないかと思います。現時点  
では東京都農業会議が中間保有する形となりますが、来年4月に新規就農予定者へ利用権設定  
する話が進んでいるとのことで問題ないかと思われます。よろしくお願いします。

議長 続いて、番号 1農地について、8番農業委員お願いします。

農委 8番 推進委員から説明がありましたように、来年4月に利用権設定を受ける予定の新規就農者とも  
話が進んでいるとのことですので問題ないと思われます。よろしくお願いします

議長 担当地区の農業委員、推進委員から意見を聞きましたが、他に質問や意見等はございますか。  
…無いようでしたら第2号議案を承認することにご異議ございませんか。

《異議なしの声多数》

議長 異議なしと認め、議案第2号については承認といたします。